

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について【報告】

1 趣旨

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、令和 4 年 12 月の一斉改選以降、区局によるプロジェクト等により検討を進めてきましたので、検討結果について報告します。  
 また、令和 5 年 9 月から 12 月にかけて、民生委員・児童委員の年齢要件について区・地区民児協で意見交換を実施していただきました。意見交換結果等を踏まえて庁内で検討した次期一斉改選（令和 7 年 12 月）以降の年齢要件について報告します。

2 お願いしたいこと

- 【区連長】ご承知おきください。
- 【地区連長】ご承知おきください。
- 【単位会長】ご承知おきください。

3 報告事項

(1) 民生委員活動に関する負担軽減・活動支援策、推薦事務の改善等について

負担軽減や活動支援策のうち、主なものについて、以下のとおり報告します。

なお、推薦事務についても、再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするなどの改善を行います（令和 7 年 12 月一斉改選から）。

詳細については「別紙 1」にてご確認ください。

	取組の方向性	具体的な取組	実施予定年度
業務量の軽減	報告書類のデジタル化	毎月提出している活動報告書の電子申請化	R 7
	協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助、一斉改選時の引き継ぎ制度等の導入に向けた検討	R 7
負担感の軽減	地域全体での見守り推進	自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りの検討	R 7
人材確保	広報の強化	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報の強化・充実	R 6
<b>推薦事務の改善</b>	<b>手続きの簡素化</b>	<b>再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするとともに、様式の更なる簡素化の検討</b>	<b>R 7 一斉改選</b>

<別紙 1 に関する説明>

- ①モデル区における民生委員・児童委員との懇談会や退任者アンケート結果をはじめ、各区で把握している民生委員活動の現状等を踏まえ、「取り組むべき課題」として分類しました。
- ②分類した課題それぞれに対して、「取組の方向性」や「具体的な取組」、「実施予定時期」を整理しました。
- ③整理した取組のうち、重点的に着手すべきものについては、区局による分科会を設置するなど、機動的に進めていきます。

## (2) 民生委員・児童委員の年齢要件に関する検討結果について

年齢要件に関する検討については、令和5年9月から12月にかけて区・地区民児協で意見交換を実施していただき、1,708件ものご意見をいただきました。

意見交換の詳細については「別紙2」にてご確認ください。

### ア 年齢要件の変更について

地域の中で後任者が見つからないなど担い手確保が課題となっている中で、委員活動への意欲があり、自治会町内会長等の同意がある方については、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、現行の年齢要件（75歳未満）に、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。

現行	変更後
新任 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。	新任（変更なし） 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。
再任 75歳未満	再任 75歳未満。 <u>ただし、選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）</u> <b>【条件】</b> 下記3つの条件をすべて満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u>

### イ 特例条件について

特例は、地域において適任者（後任者）の選出が困難な場合で、かつ①～③の条件をすべて満たす場合に1期（3年間）のみ推薦できる、とするものです。

### ウ 変更時期

令和7年12月の一斉改選時から適用します。

※再任の方に限った特例を設ける変更であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある次期一斉改選からの適用となります。

令和6年7月、令和6年12月、令和7年7月の欠員補充は現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

担当：健康福祉局地域支援課 村山

電話：045-671-4046

FAX：045-664-3622

メール：kf-chiikishien@city.yokohama.jp

	取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）	
<b>負担軽減・活動支援</b>  <b>業務量の軽減</b> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ	<b>業務の見直し・効率化</b>	・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化	報告事務等の簡素化・効率化の検討	R7	
		・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討	国・社協への要望（例：活動報告書、事業計画書の簡略化等）	R6	
		・報告書類のデジタル化（アプリ化）	モデル地区での活動報告書のデジタル化（電子申請）の実証、全区展開	R7	
		・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化	モデル地区で導入、全区展開	R7	
	<b>補助人員を導入する</b>	・協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入	R7	
		<b>依頼業務の精選</b>	・出席会議の整理	出席会議や各種依頼業務量の照会および削減	R6
	<b>負担感の軽減</b> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない	<b>活動のサポート強化</b>	・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実	民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施	R7
			・夜間休日のサポート方法の検討	区役所閉庁時における相談先の案内（ホームページ掲載など）や事例集の充実の検討	今後取組予定
		<b>地区民児協の運営支援</b>	・委員同士の交流や情報交換の機会の検討 ・地区会長研修等の充実	民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実	R7
			<b>情報共有</b>	・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討	個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討
<b>地域との連携によるサポート強化</b>		・地域全体での見守り推進（隣近所、組長や班長との連携、情報共有）の検討	モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開	R7	
<b>活動費等の見直し</b>		・活動費の増額	活動費の増額に向けた予算計上 R5：64,200円 ⇒ R6：70,200円 （R6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件）	R6	
		・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討	会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討	今後取組予定	
<b>活動と生活の明確な線引き</b>	・民生委員の活動に関する広報の検討 ・通信手段の検討	早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実 業務用携帯電話の導入などの検討	R6 今後取組予定		

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）
----------	--------------------------	--------------------------	-----------

**人材確保**

**広報の強化**

・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される  
 ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる

「民生委員は大変」というイメージの払拭

・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報  
 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報

民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報

R6

地域住民との共通理解

・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布

民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報

R6

**人材確保**

・高齢化などで担い手が見つからない

担い手確保の仕組みづくり

・候補者の新たな発掘先の検討

現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討

今後取組予定

**推薦事務の改善**

**推薦の負担軽減**

・再任者も新任者と同等の書類作成が必要

手続きの簡素化

・再任手続きの簡素化  
 ・推薦時の様式の簡素化

再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする  
 様式の更なる簡素化

R7一斉改選  
 R7一斉改選

推薦要件緩和

・居住要件など推薦要件の緩和の検討

居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討

今後取組予定

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

## 民生委員・児童委員の年齢要件に関する意見交換の実施状況について

### 1 実施期間

令和5年9月～10月 区・地区民児協で意見交換  
 令和5年11月 市民児協理事会で意見集約結果を報告(区民児協⇒地区民児協)  
 令和5年12月 市民児協理事会で最終的な意見交換

### 2 ご意見総数

1,708件

年齢要件については、多数決等で決定するものではないことに加え、いただいたご意見の中には、現行の上限年齢を超えて条件付きで推薦を可能とすることについて、肯定的・否定的・その他、いずれにも言及するようなものもあり、厳密に分別することが難しいため、総数のみのお示しとさせていただきます。

### 3 主なご意見に対する考え方について

意見交換で民生委員・児童委員の皆さまからいただいた主なご意見に対する考え方について、次のとおりお示しします。

主なご意見	考え方
団塊の世代が一斉に退任し、地区の活動が立ち行かなくなることも考えられる。そのための措置でもあり、民生委員活動を持続可能なものにするのが大切。	充足率が年々低下している現状や、今後のさらなる高齢化の進展などを踏まえて、年齢要件の特例を設けることとします。あわせて委員活動への負担軽減や活動支援に引き続き取り組んでいきます。
定年は定めておいた方が良く、元気で出来る人にはやって頂いたほうが良いので、柔軟な対応がとれるようにしておくことは良いと思います。	候補者の選出が困難な場合に、健康で意欲があり活動に支障がない方は、これまでの知識や経験を活かして活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。
世代交代が進まず、メンバーが固定化してしまう。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
できれば若い方になってほしい。75歳以上はやはり無理ある。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
退任時に受けている役職(会長・副会長など)は、再任時には受けないこととする。一般の民生委員・児童委員として活動する。	会長等の役職は、互選により選出していただいているため、全市的なルールとして定めることは困難ですが、区・地区で適宜対応していただくことを妨げるものではありません。
後任を常に探し続けてもらい、見つかった時点ですぐに交代できるとよい。	特例を適用した場合でも「引き続き後任者の選出に努める」ことをお願いしてまいります。 7月と12月の欠員補充にあわせて交代するなど、区・地区で適宜対応をお願いします。

## 令和 6 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

## 1 趣旨

令和 6 年 7 月 1 日付及び 12 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、各地区推薦準備会、連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いいたします。

なお、令和 6 年につきましては、欠員地区及び増員が必要な地区のみの推薦となり、任期は次期一斉改選（令和 7 年 11 月 30 日）までとなります。

## 2 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、該当の自治会町内会へ直接ご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	・令和 6 年 7 月 1 日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和 6 年 3 月～4 月 ・令和 6 年 12 月 1 日付け欠員補充、増員を行う地区 → 令和 6 年 8 月～9 月	
書類の作成 区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。	

## 3 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料 3「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表\*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

裏面あり

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

#### 4 添付資料

- 資料1 令和6年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 役割と活動
- 資料3 資格要件と推薦手続
- 資料4 鶴見区欠員状況

担 当：福祉保健課 鈴木、深沢  
電 話：045-510-1791  
F A X：045-510-1792

## 令和 6 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 6 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期・・・令和 6 年 7 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員  任期・・・令和 6 年 1 2 月 1 日から 令和 7 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 6 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 6 年 12 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

## 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

### 【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

### 【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

### 【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

### 【身分、活動費の支給・会費負担】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。
- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

### 【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

### 【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

## 【参考】活動費の支給と会費のご負担について

### 【活動費の支給】

**年間 70,200 円 （令和5年度 64,200 円 ⇒ 令和6年度 70,200 円※）**

---

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

※民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策のひとつとして、令和6年度から増額を予定しています。（月額：5,350 円⇒5,850 円 年間 6,000 円の増額）

なお、増額は令和6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件です。

### 【会費の負担】

**年間 9,500 円 （令和5年度の場合）**

---

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

## 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方</li> <li>その地域の実情をよく知っているおり、地域の方が気軽に相談に行けるような方</li> <li>個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方</li> </ul>	
①適任者		
②年齢要件		
③居住要件	<p>◆新任 <b>74歳</b>まで （昭和24年4月2日以降出生） ※できるだけ68歳（昭和30年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 <b>74歳</b>まで （昭和24年4月2日以降出生）</p> <p>◆新任 <b>58歳</b>まで （昭和40年4月2日以降出生） ※できるだけ54歳（昭和44年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>◆再任・元職 <b>64歳</b>まで （昭和34年4月2日以降出生） ※できるだけ60歳（昭和38年4月2日以降出生）までの方をお願いします</p> <p>原則、担当地域内に居住する方</p>	
2. 任期	<p><b>3年</b> 令和7（2025）年11月30日まで</p>	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 （地区民児協を単位とします。）
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 （推薦人）	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	<p>地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。</p>	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

### 開催までの準備

#### ・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

#### ・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

#### ・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

### 開催

#### ①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

#### ②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

#### ③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報の取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

#### ④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

### 候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

## 鶴見区欠員状況

## 1 民生委員・児童委員(欠員数 5人)

(令和6年7月1日欠員補充)

地区	担当地区	自治会町内会名	欠員期間
鶴見中央地区	鶴見1, 2丁目第1	鶴見一・二丁目町内会	R1.12.1~
鶴見中央地区	鶴見下第2の2	鶴見中央下第二町内会	R4.12.1~
生麦第二地区	生麦住宅	生麦住宅自治会	R1.12.1~
下末吉地区	下末吉第3の3	下末吉本町町会	R5.1.1~
下末吉地区	下末吉三島第1	下末吉三島町自治会	R4.12.1~

## 2 主任児童委員(欠員数 1人)

潮田中央地区	主任児童委員	潮田中央地区連合会	R4.12.1~
--------	--------	-----------	----------

鶴 政 第 1327 号  
令和 6 年 2 月 19 日

自治会・町内会長 様

横浜市鶴見区長 渋谷 治雄  
横浜市政策局長 鈴木 和宏  
横浜市議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 6 年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 6 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和6年5月、8月、12月 (または11月)、令和7年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

(令和 7 年 1 月号は、令和 6 年 12 月 29 日までにお届けします。)

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和6年10月と令和7年3月）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

鶴見区区政推進課広報相談係 Tel510-1680 FAX510-1891

**※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。**（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポストイングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和6年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

(5) 鶴見区社会福祉協議会が例年全戸配布している「共同募金鶴見区だより」を配送するにあたり、広報配布担当者の情報（住所・氏名・連絡先）を鶴見区社会福祉協議会に提供いたします。あらかじめ御了承ください。

担当：鶴見区区政推進課広報相談係

Tel510-1680 FAX510-1891

政策局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

連絡先：鶴見区役所広報相談係

〒230-0051 鶴見区鶴見中央3-20-1

電話：510-1680～1682 ファクス：510-1891

広報よこはまの配布にご協力いただきありがとうございます。

配布担当者様・配送先・部数などに変更がある場合は、下記の連絡票に必要事項をご記入のうえ、変更を希望する月の前月10日までに区役所広報相談係まで電話またはファクス、郵送にてご連絡ください。

## 「広報よこはま」の配送先などの変更事項連絡票

●記入日	令和 年 月 日
●変更時期	令和 年 月号から <b>※前月の10日までにご連絡ください</b>
●配布団体名 (自治会・町内会、 マンション名など)	記入者ご氏名 (電話 )

●変更内容 ※変更点のみを記入してください				
変更事項	変更前		変更後	
配布担当者	氏名		氏名	
	電話		電話	
配送先 ※自治会館などの場合は 建物名もご記入ください	住所	〒230- 鶴見区	住所	〒230- 鶴見区
配布部数	部		部	
その他				

市連会2月定例会説明資料  
令和6年2月9日  
神奈川県共同募金会横浜市支会  
(横浜市社会福祉協議会)

横浜市町内会連合会 会長 様

社会福祉法人  
神奈川県共同募金会横浜市支会  
支会長 荒木田 百合

## 令和6年度共同募金運動について【協力依頼】

共同募金運動の推進につきましては、例年格別のご協力を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、共同募金運動には、街頭募金・イベント募金等がございますが、全体の9割を占める戸別募金は自治会・町内会の皆様のご協力に支えられております。

今年度の皆様のご支援に重ねてお礼申しあげます。また、令和6年度の共同募金運動につきましてもご協力を賜りますようお願い申しあげます。

### 1 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】ご承知おきください。

【単位会長】令和6年度共同募金運動における戸別募金へのご協力をお願いします。

### 2 実施時期

令和6年10月1日から12月31日まで

### 3 添付資料

(1) 令和5年度共同募金実績(中間報告)について

(2) 令和6年度共同募金目標額 区別内訳表

(3) 赤い羽根共同募金 寄付と配分のしくみと実績(参考)

横浜市社会福祉協議会内  
担当 梅木、宮腰  
TEL : (201) 8617  
FAX : 050-3153-7767  
akaihane@yokohamashakyo.jp

## 令和5年度 共同募金募金実績(中間報告)について

## 市内の募金実績

令和5年度共同募金運動について、令和6年1月15日現在の実績を報告いたします。

皆様のご協力に重ねてお礼申し上げます。

(単位:円)

支 会 名	令和5年度実績(中間)	令和4年度 同時期実績	前年度差額
鶴 見 区	21,779,132	21,913,345	△ 134,213
神 奈 川 区	25,575,314	25,654,505	△ 79,191
西 区	8,558,275	8,362,049	196,226
中 区	9,065,159	8,608,410	456,749
南 区	15,935,510	17,488,593	△ 1,553,083
港 南 区	15,624,278	15,944,631	△ 320,353
保 土 ヶ 谷 区	14,046,383	14,181,631	△ 135,248
旭 区	17,068,858	17,644,792	△ 575,934
磯 子 区	16,117,046	16,774,317	△ 657,271
金 沢 区	22,495,707	21,611,788	883,919
港 北 区	40,120,890	40,979,115	△ 858,225
緑 区	20,214,074	20,417,824	△ 203,750
青 葉 区	32,647,737	34,299,351	△ 1,651,614
都 筑 区	14,622,286	14,411,947	210,339
戸 塚 区	18,589,822	19,737,401	△ 1,147,579
栄 区	10,840,772	11,218,352	△ 377,580
泉 区	10,280,869	10,969,526	△ 688,657
瀬 谷 区	7,730,844	8,026,658	△ 295,814
横 浜 市	3,724,826	4,787,716	△ 1,062,890
合 計	325,037,782	333,031,951	△ 7,994,169

## 令和6年度共同募金目標額 区別内訳表

「広域計画分」目標額について

県共同募金会によって決定された横浜市広域計画分目標額を各区の世帯と人口の増減をもとに18区支会で分担し、広域計画分目標額とします。

(単位:円)

区名	A:広域計画 目標額	前年度広域計画 目標額	B地域計画分 小計(C+D)	C:地域社協 目標額		E:総目標額 (A+B)
				D:年末たすけあい 目標額		
鶴見	15,470,000	15,500,000	14,950,000	8,450,000	6,500,000	30,420,000
神奈川	13,510,000	13,440,000	26,660,000	7,790,000	18,870,000	40,170,000
西	5,850,000	5,790,000	10,000,000	6,500,000	3,500,000	15,850,000
中	8,530,000	8,470,000	9,550,000	7,050,000	2,500,000	18,080,000
南	10,770,000	10,750,000	12,950,000	7,400,000	5,550,000	23,720,000
港南	10,730,000	10,770,000	13,200,000	8,600,000	4,600,000	23,930,000
保土ヶ谷	10,680,000	10,720,000	19,020,000	13,020,000	6,000,000	29,700,000
旭	12,030,000	12,070,000	16,010,000	8,010,000	8,000,000	28,040,000
磯子	8,530,000	8,570,000	16,520,000	8,350,000	8,170,000	25,050,000
金沢	9,900,000	9,980,000	16,950,000	8,500,000	8,450,000	26,850,000
港北	18,960,000	18,850,000	30,750,000	9,400,000	21,350,000	49,710,000
緑	9,050,000	9,060,000	16,380,000	5,670,000	10,710,000	25,430,000
青葉	15,250,000	15,280,000	27,140,000	9,540,000	17,600,000	42,390,000
都筑	10,220,000	10,200,000	16,560,000	6,340,000	10,220,000	26,780,000
戸塚	13,980,000	13,990,000	17,160,000	12,120,000	5,040,000	31,140,000
栄	6,020,000	5,990,000	7,380,000	4,980,000	2,400,000	13,400,000
泉	7,320,000	7,350,000	10,700,000	9,700,000	1,000,000	18,020,000
瀬谷	6,000,000	6,010,000	8,400,000	6,200,000	2,200,000	14,400,000
小計	192,800,000	192,790,000	290,280,000	147,620,000	142,660,000	483,080,000
横浜市	90,000	100,000	17,000,000	17,000,000	0	17,090,000
合計	192,890,000	192,890,000	307,280,000	164,620,000	142,660,000	500,170,000

地域計画目標額は各区社会福祉協議会が共同募金配分金に伴う事業計画を作成、共同募金会で承認された数字を入力します。

# 赤い羽根共同募金

## 寄付と配分のしくみと実績

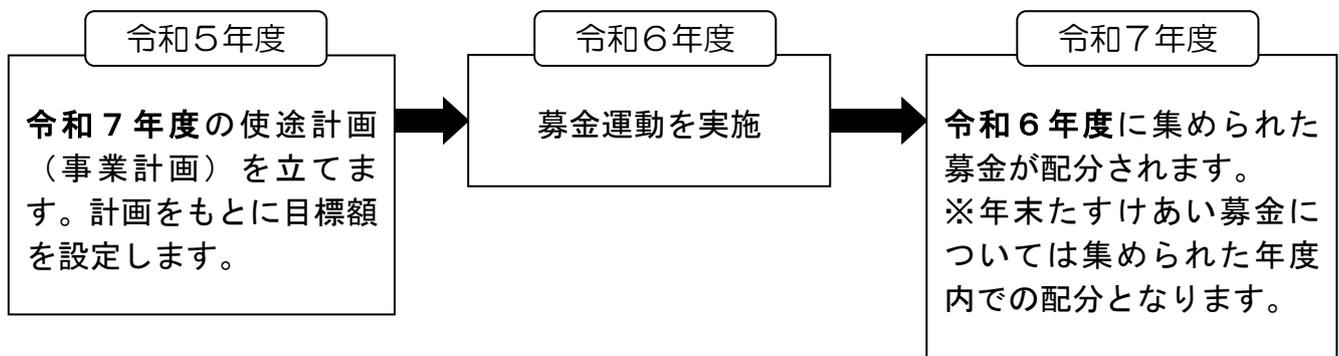


全国一斉に行われる共同募金運動は都道府県単位で行われており、神奈川県では、「社会福祉法人 神奈川県共同募金会」が運動を呼びかけています。

神奈川県共同募金会は、市区町村に支会を設置しており、横浜市では共同募金会横浜市支会と18区ごとの共同募金会各区支会が活動しています。

### 1. 共同募金とは

共同募金は使途計画を考え、目標額（広域計画分・地域計画分）を立てて行う、計画募金です。



#### 【募金の種類】

一般募金（運動期間 10月1日～12月31日）		年末たすけあい募金 （運動期間 12月1日～31日）
広域計画分目標額	地域計画分目標額	
神奈川県共同募金会から「県内の社会福祉施設・社会福祉団体等」に <u>施設整備や備品取得、または、事業運営費の経費</u> として配分を行うための募金目標額です。	神奈川県共同募金会から「市・区社会福祉協議会に配分」され、 <u>地域福祉推進事業</u> を行うとともに、 <u>社会福祉活動団体等へ配分</u> を行うための募金目標額です。	神奈川県共同募金会から「各区社会福祉協議会に配分」され、 <u>要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体、障害者地域作業所等へ配分</u> を行うための募金目標額です。

## 2. 募金実績（令和4年度）

### （1）神奈川県全体に占める横浜市内（横浜市支会・18区支会）の実績

横浜市内の実績は3億5,556万1,546円でした。

	横浜市内	県全体
一般募金（円）	227,374,212	886,018,468
県全体に占める割合	25.66%	100%
年末たすけあい募金（円）	128,187,334	334,474,712
県全体に占める割合	38.32%	100%
募金総額（円）	355,561,546	1,220,493,180
県全体に占める割合	29.13%	100%

### （2）横浜市内（横浜市支会・18区支会）の募金実績

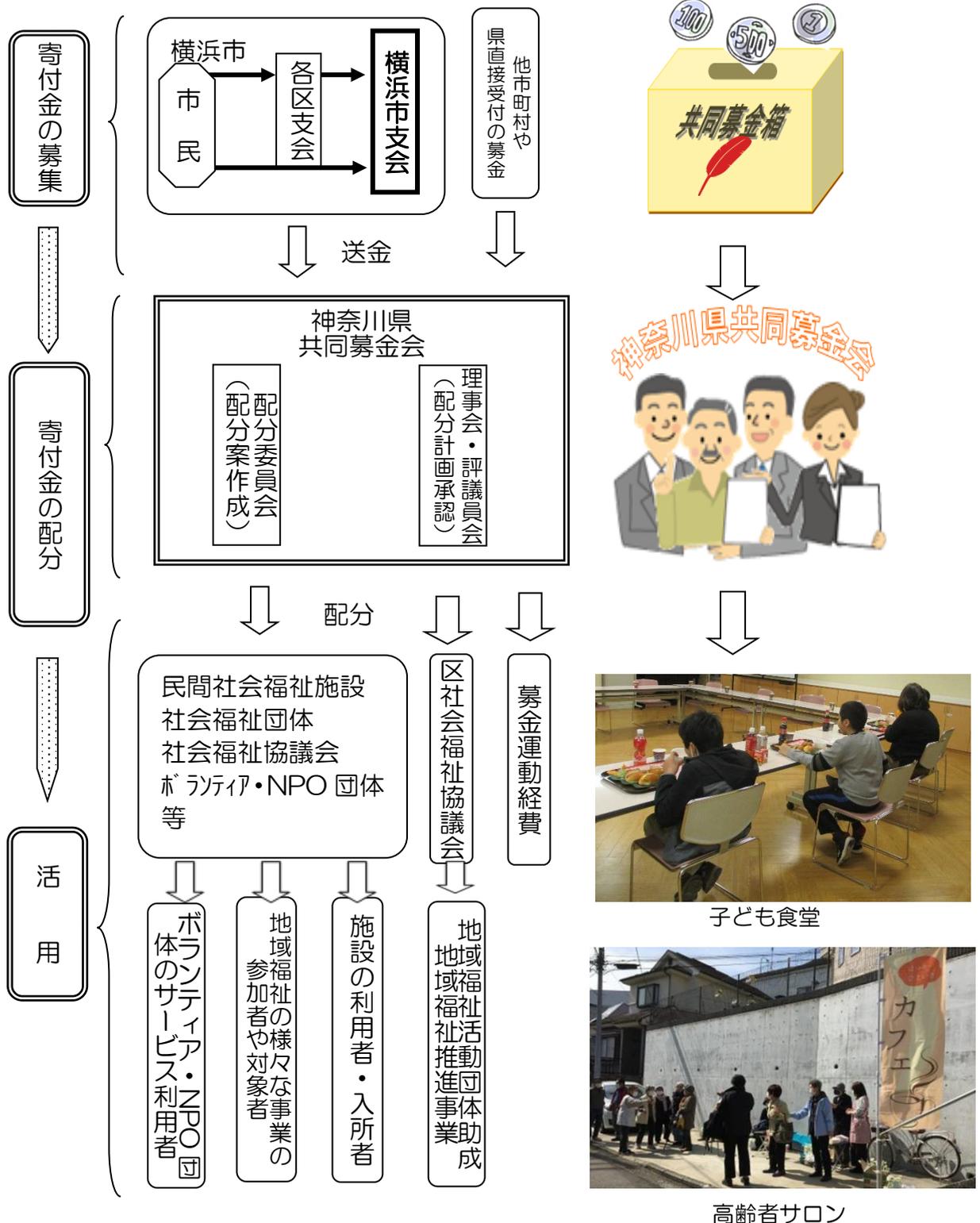
<横浜市内募金種別実績>

（単位：円）

募金種別	一般募金		年末たすけあい募金	
	実績額	全体に占める割合	実績額	全体に占める割合
戸別募金	194,922,151	85.73%	124,968,872	97.49%
街頭募金	6,023,793	2.65%	167,062	0.13%
法人募金	7,212,425	3.17%	260,791	0.20%
職域募金	6,335,362	2.79%	604,655	0.47%
校内募金	1,102,573	0.48%	67,039	0.05%
イベント募金	1,578,255	0.69%	0	0.00%
その他	10,199,653	4.49%	2,118,915	1.65%
合計	227,374,212	100.00%	128,187,334	100.00%

### 3. 寄付金の流れ

- ①皆様から区支会にお寄せいただいた募金は、一旦全額が県共同募金会に送金されます。
- ②県共同募金会では、地域の代表者の方からなる配分委員会で配分案を作成し、理事会・評議員会の承認を得て申請団体への配分を決定します。
- ③その配分決定に基づき、申請団体に配分され、施設の整備や様々な地域福祉事業、市民活動サービスの経費の一部として役立てられます。また、募金の一部は県共同募金会から社会福祉協議会に配分され、社会福祉協議会の行う地域福祉推進事業や、地域福祉活動団体助成を行うための財源の一部として役立てられます。



## 4. 寄付金の使途

令和3年度にお寄せいただいた一般募金は令和4年度に配分されました。横浜市内では、社会福祉施設や社会福祉活動団体・市区町村社会福祉協議会が実施する地域福祉事業等に次のとおり配分されました。年末たすけあい募金は寄付をお寄せいただいた年度に配分されるため、令和4年度にお寄せいただいた募金を掲載しています。

	使途	具体的な使途内容	横浜市内の配分額 (円)
①	地域独自の福祉推進のための社会福祉協議会活動資金	地区社協活動助成 地域福祉活動団体助成 在宅福祉団体活動助成 当事者団体活動助成 障害者交流事業 障害児余暇支援事業 広報啓発宣伝事業(福祉大会の開催、広報紙作成、ホームページ管理運営) 小災害見舞金事業 等	112,242,779
②	社会福祉施設の整備	車両購入 建物・外壁改修工事 園庭改修 等	40,190,000
③	地域活動支援センター・共同生活援助施設の整備	車両購入 作業訓練用備品購入 厨房機器購入 等	12,090,000
④	社会福祉団体の活動支援	研修会・講演会開催事業 広報誌発行事業 交流会事業 等	24,340,000
⑤	非営利型在宅福祉サービス団体の活動支援	家事介護支援団体活動費	12,280,000
⑥	共同募金運動実施の資金	共同募金運動実施に必要な経費	27,390,000
合計			228,532,779

令和4年募金(令和4年配分) 年末たすけあい (区社協配分)	要援護世帯、社会福祉施設、社会福祉団体(地区社協、配食サービス団体、ボランティア、地域障害者団体)、障害者地域作業所等への配分	128,187,334
--------------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-------------

令和3年募金(令和4年配分) 上記以外にも、NHK 歳末たすけあい・神奈川新聞歳末たすけあい、たすけあい福祉資金、中央競馬馬主社会福祉財団等の助成金や企業などの指定寄付から、横浜市内の社会福祉施設・団体に配分されました。		36,964,524
-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	------------

共同募金に関する問い合わせ先  
 神奈川県共同募金会 横浜市支会  
 電話：201-8617

## 自治会町内会館脱炭素化推進事業について【事業説明・募集案内】

### 1 事業の趣旨

3 月 1 日から申請受付を開始する自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

地区連合町内会館も対象となりますので、是非導入をご検討ください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、是非導入をご検討ください。

### 3 補助制度概要

別添の補助制度概要資料をご参照ください。

### 4 申請について

#### (1) 申請期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）～令和 6 年 9 月 30 日（月）

#### (2) 申請時にご注意いただきたいこと

・申請前に、会館への省エネ設備導入について、団体としての意思決定及び事業者から見積書を徴収してください。

・補助金申請後の交付決定を受けてから、契約・発注をしてください。

※その他、申請書類については、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

### 5 補助交付申請書類等の提出や問合せ先について

（※区地域振興課と異なりますので、ご注意ください）

以下の事務委託先にご提出ください。E メール、郵送、窓口への持参(予約制)での提出が可能です。

【申請・問合せ先】事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

・電 話：045-451-7740（受付時間 平日 9:00～17:00）

・Email：[yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp](mailto:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp)

・所在地：横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 5 階



（アクセス）

※アクセス：JR「横浜」駅(東口)より徒歩 15 分/JR「横浜」駅(きた東口)より徒歩 10 分/  
京浜急行「神奈川」駅より徒歩 5 分(<https://www.yokohama-kousya.or.jp/company/contact.php#map01>)

※メールの添付容量は最大で 10MB までです。容量が大きくなる場合は、大容量ファイル送付用のアドレスをお送りしますので、上記連絡先までご連絡ください。

## 6 よくある質問

	質問	回答
(1)	法人化されていないといけないか	自治会町内会の法人化は、補助要件としていません。
(2)	過去に会館整備費補助事業の補助を受けた会館も対象になるか	今回新たに会館脱炭素化推進事業の補助メニューの製品・設備を導入すれば対象になります。
(3)	予算上限に達したら補助を受けられないことはあるか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの予算を確保しています。是非ご活用ください。
(4)	蓄電池のみの導入は可能か	蓄電池を導入する場合は、既に太陽光発電設備が導入されているか、今回、太陽光発電設備とセットで導入する場合があります。
(5)	家電量販店で購入済みの製品の領収書を提出すれば補助してもらえるか	当事業は、事業者からの見積書を添付し、その他必要書類と共に申請を行い、区からの交付決定後に業者と契約することになっていきますので、購入済みの製品は対象になりません。
(6)	施工事業者への代金支払いのため、整備完了報告前に、補助金を先にもらうことが可能か	補助金の前払い手続きをご案内しますので、交付申請手続きの際、お申し出ください。

※ その他、詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、手続きにご使用いただく様式をダウンロードできるようにしています。

横浜市 会館脱炭素



(市WEB ページ)

## 7 添付資料

- (1) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の補助制度概要
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金のチラシ

市民局地域支援部地域活動推進課  
 担当 川口、江口  
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734  
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

# 横浜市 自治会町内会館脱炭素化推進事業 補助制度概要

## 1 目的

地域活動の拠点である自治会町内会館等（以下、「会館」という）に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、エネルギー価格等の物価高騰に対する支援及び脱炭素化の推進を図り、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促進します。

## 2 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

## 3 主な補助要件（「募集案内」を必ずご確認ください）

- 町内会等が所有(※1)する施設で、町内会等により運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設  
※1 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。
- 会館への省エネ設備導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること
- 見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者であること
- 交付決定通知日以降に、契約、発注していること
- 令和6年12月27日までに設備を導入し、整備完了報告を行うこと

## 4 補助対象設備の条件・補助率・補助上限額

補助対象	主な条件	補助率	補助上限額
① LED 照明器具	・天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） ・統一省エネラベル(※2)省エネ性能★4つ以上(省エネ型製品情報サイト未掲載の場合は、トップランナー基準達成製品) ・既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）	2/3	60万円
② エアコン	【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能★2.4つ以上 【業務用】トップランナー基準達成製品	2/3	130万円
③ 断熱窓など	・居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 ・居室1室以上の全ての開口部の断熱改修	2/3	200万円(※3)
④ 太陽光発電設備	・原則、発電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること		
⑤ 蓄電池	・原則、蓄電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること ・太陽光発電設備との同時設置のみ。 ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可		

※2 家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。★の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

※3 合算での上限額。いずれかの実施も可。

## 5 補助対象経費

補助対象設備の購入費、設置工事費のほか、附属設備の設置や既存設備の処分等に関する費用などの経費

- ◆保証・保険料やサービス・ソフトウェア等の登録料・使用料、既存設備の劣化に伴う修繕費等は、補助対象外

## 6 主な手続きの流れ (下線部：申請団体が実施)

- (1) 団体内の意思決定・書類準備 (見積徴収)
- (2) 補助申請：令和6年3月1日(金)～9月30日(月)
- (3) 交付決定
- (4) 施工事業者と契約、整備実施、事業者への支払い ----- 補助金の前払い手続きあり。  
補助申請の際、お申し出ください。
- (5) 整備完了報告：令和6年12月27日(金)まで
- (6) 交付額の確定
- (7) 補助金請求書の提出：令和7年2月28日(金)まで
- (8) 補助金の振込

- ◆複数回、申請可能ですが、2回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後とします。

- ◆各種手続きの提出方法：事務委託先である横浜市住宅供給公社に、Eメール、郵送、窓口持参(予約制)

## 7 見積徴収(契約事業者決定)

契約金額1件、100万円以上(税込)の場合

次のいずれかに該当する事業者(2者以上)から見積徴収し、事業者を決定

- ①横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在地区分が市内である者
- ②登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ③主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体

契約金額1件、100万円未満(税込)の場合

市内に本店、支店、営業所等を有する法人・個人事業者から見積徴収し、事業者を決定

## 8 補助を利用した町内会等への協力をお願い

設備導入後、アンケートや普及啓発(セミナー等)の取組に協力いただくことがあります。

## 9 問合せ先

(事務委託先) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740 (受付時間：平日9時～17時)

※おかけ間違いにご注意ください

Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階

- ◆詳しくは「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください

横浜市 会館脱炭素

検索



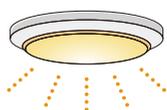
(市WEBページ)

# 自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率  
**2/3**

対象  
製品

## LED照明器具



補助上限額

**60万円**

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合  
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの  
交換も対象  
(トップランナー基準達成製品)

対象  
製品

## エアコン



補助上限額

**130万円**

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能  
★2.4 以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象  
製品

## 断熱窓など



断熱窓



太陽光  
発電設備



蓄電池

補助上限額

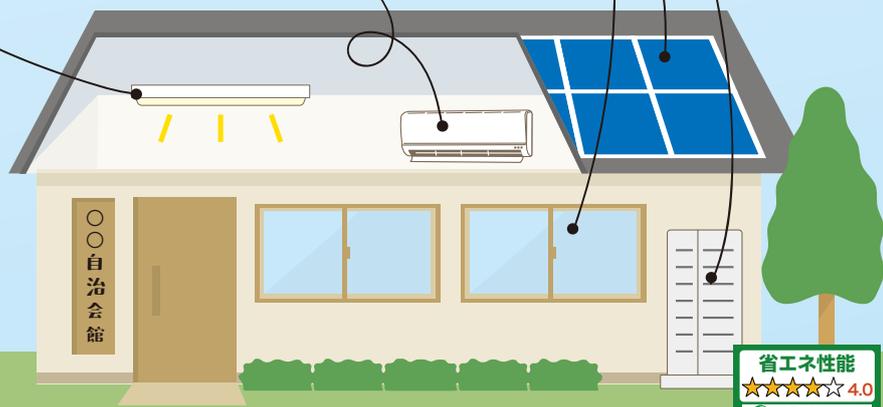
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等  
の詳細は「募集案内」をご確認  
ください。



横浜市 会館脱炭素



統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したものを、星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

省エネ性能

★★★★☆4.0

0000円

対象団体

会館を所有している\* **自治会町内会・地区連合町内会**

\*会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。

申請期間

令和6年

**3月1日** 金 ~ **9月30日** 月

終了予定

完了報告  
期限

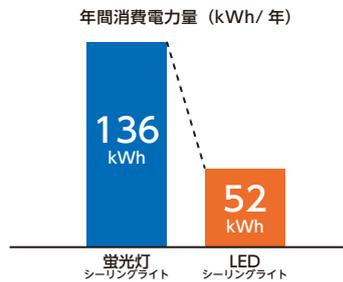
令和6年

**12月27日** 金

# 導入効果

## LED 照明器具

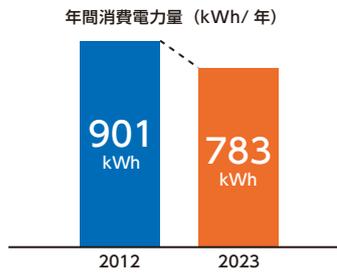
年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
**約 38kg 削減!**  
 年間電気代  
**約 2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）  
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## エアコン

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
**約 53kg 削減!**  
 年間電気代  
**約 3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）  
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## 断熱窓

冷暖房費削減効果  
 （施工前との比較）  
 年間 CO<sub>2</sub>排出量  
**約 340kg 削減!**  
 年間電気代  
**約 23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる  
 ※窓体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出  
 ※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

# 対象設備要件

対象設備	主な要件（詳細は「募集案内」をご確認ください）	補助率	補助上限額
LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外）</li> <li>統一省エネラベル省エネ性能：★4つ以上※1</li> <li>既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）</li> </ul>	2/3	60万円
エアコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能：★2.4つ以上</li> <li>【業務用】トップランナー基準達成製品</li> </ul>	2/3	130万円
断熱窓など	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入</li> <li>居室1室以上の全ての開口部の断熱改修</li> </ul>	2/3	200万円※2
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、発電した電気を会館で使用すること</li> <li>敷地内に設置された定置用であること</li> </ul>		
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、太陽光発電より蓄電した電気を会館で使用すること</li> <li>敷地内に設置された定置用であること</li> <li>太陽光発電設備との同時設置のみ。ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可</li> </ul>		

※1 省エネ型製品情報サイト未掲載製品は、トップランナー基準達成製品が補助対象。

※2 合算での上限額。いずれかの実施可。

# 手続きの流れ



設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

## お問合せ

（事務委託先）横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 9:00 ~ 17:00

※土・日・祝日を除く

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

事業実施主体：横浜市市民局地域活動推進課

鶴見区自治連合会定例会  
令和6年2月19日  
財政局、教育委員会事務局、鶴見区

(仮称) 豊岡町複合施設再編整備事業について (報告)

1 意見交換会等の実施概要

(1) 意見交換会

基本構想の策定に向けて、基本構想(素案)の内容、複合施設の機能、建物配置パターン案などをご説明し、小学校保護者の方、地域の方を中心にご意見を伺いました。

第1回 1月13日(土) 12名

第2回 1月16日(火) 7名

共に会場は、ハーモニーとよおか3階会議室



意見交換会の様子

(2) 素案に対する市民意見募集

基本構想(素案)をホームページで公開し、市民の皆様からご意見を伺いました。

募集期間：令和5年12月26日(火)から令和6年1月24日(水)まで

意見件数：19件

(3) 意見交換等でいただいた主なご意見

子どもの居場所や地域の交流等の機能に係る提案、学校の整備内容や工事中の学校への影響に関するご意見等が挙げられました。

主なご意見と横浜市の考え方は次のとおりです。

主なご意見	考え方
<ul style="list-style-type: none"> <li>まずは小学校の教育環境の確保をしっかりと行った上で複合化を進めるべき</li> <li>グラウンドが削減されるのではないかと不安</li> </ul>	<p>教育環境が向上するよう、教室やグラウンド等は現在の整備水準に基づき整備することとします。基本構想では、小学校の機能、整備の方針、諸室等や、複合施設全体のおおよその配置の例を記載します。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>学校開放、活用も必要だが、防犯面をしっかりと検討する必要がある</li> <li>誰にでも使いやすい施設であると嬉しい</li> </ul>	<p>施設毎に別の入口を設けるなど安全、セキュリティを確保します。また、施錠の管理や運営面の配慮なども含め、詳細は今後の事業計画や設計の段階で検討を進めます。</p> <p>バリアフリー、ユニバーサルデザイン等についても配慮した計画とします。</p>

<p>・複合化を検討する理由についての説明が必要</p>	<p>横浜市財政ビジョン等に基づき、建替えの機会等を捉え、公共建築物の適正化を図り、将来にわたり必要な市民サービスの持続的な提供と地域コミュニティの活性化を目指すこととしています。豊岡小学校の周辺施設等の内容、規模、築年数、親和性などを考慮し、図書館、保育所、区民活動センター等を対象としています。</p>
<p>・災害時の防災拠点の機能確保や動線にも配慮してほしい</p>	<p>防災拠点の機能を確保する計画とします。設ける施設や設備など詳細については、今後、関係部署及び地域防災拠点運営委員会などと調整していきます。</p>
<p>・現在の鶴見図書館、保育園の移転跡地はどうなるのか</p>	<p>鶴見図書館、保育園が建っている土地は、UR都市機構から借りているものです。移転後の活用については、現時点では未定です。</p>
<p>・工事期間中、児童の安全性や学習環境への影響が心配。工事期間中、仮移転はできないか</p>	<p>近隣に仮移転の適地はないため、現在の小学校の敷地の中で建替えることを想定しています。安全性に配慮して、授業等への影響が軽減できるよう工事を進めます。 具体的な工事計画については、今後、施工事業者による計画ができた段階で保護者の方々等にご説明する予定です。</p>

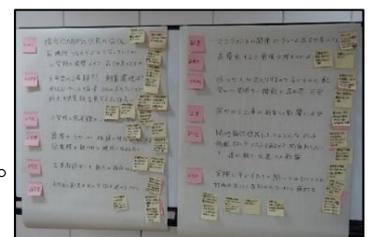
## 2 基本構想の策定について

### (1) いただいたご意見について

いただいたご意見を参考に、基本構想をまとめています。

また、事業計画など今後の具体的な計画の検討にも生かしていきます。

ご意見に対する横浜市の考え方については、基本構想の公表と併せて公表します。



意見交換会でいただいたご意見

### (2) 今後の基本構想策定のスケジュール（予定）

令和6年2月末頃          基本構想（確定）

令和6年度                  事業計画案（公表）／意見交換会、意見募集／事業計画（確定）

（仮称）豊岡町複合施設 のホームページ

<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/fmsuishin/facility-management/toyooka/>



## 【参考】意見交換等の経過

令和5年

5月15日 豊岡小学校保護者説明会（約30名）

21日  
27日 } 意見交換会1（ワークショップ）（30名）

6月19日 鶴見区自治連合会（区連会）定例会  
（意見交換会1（ワークショップ）の実施報告）

9月19日 鶴見区自治連合会（区連会）定例会  
（意見交換会2の開催案内）

10月19日 鶴見区自治連合会（区連会）定例会  
（「基本構想（素案）策定に向けた考え方」の説明）

20日 「基本構想（素案）策定に向けた考え方」 公表

豊岡小、鶴見小、鶴見中の児童生徒を通じて、保護者の方へ配布

28日  
29日 } 意見交換会2（24名）

10/20～11/10

11月2日 } ホームページでの意見募集（20名）

17日 鶴見区自治連合会（区連会）定例会  
（意見交換会2の実施報告）

12月19日 鶴見区自治連合会（区連会）定例会  
（意見交換会3、市民意見募集の案内）

26日 「基本構想（素案）」 公表

豊岡小、鶴見小、鶴見中の児童生徒を通じて、概要版を保護者の方へ配布

令和6年

1月13日  
16日 } 意見交換会3（19名）

12/26～1/24

ホームページでの意見募集（19名）

2月14日 子育て支援拠点利用者との意見交換（6名）

19日 鶴見区自治連合会（区連会）定例会

「基本構想」 確定（予定）

※意見交換会、意見募集で、延べ118名の方からご意見を頂戴しました。

# 鶴見川水系の整備促進に関する 要 望 書



鶴見川共同点検の様子

令和6年3月

鶴見区水防協議会  
港北区水防協議会  
鶴見区自治連合会  
港北区連合町内会

# 鶴見川水系の整備促進に関する要望

鶴見川水系の改修については、これまで国による築堤護岸整備や大規模浚渫工事が進められています。また、大雨に伴う洪水による浸水対策として新横浜地区に整備された鶴見川多目的遊水地は、下流域の浸水被害の軽減に大きな効果を発揮しています。

近年においても令和5年6月の台風第2号にて、避難判断水位を超え、鶴見川多目的遊水地に洪水が流入し、運用開始から23回目の貯留により、鶴見川流域への被害は幸いありませんでした。

しかしながら、地球温暖化の影響による台風の強大化で大規模な洪水等の災害が発生する可能性は否定できません。鶴見川流域では、総合治水対策を進めてきていますが、今後は地域住民、河川管理者、地方自治体等が協働して行う「流域治水対策」の促進が求められます。

については、水害から住民の生命と財産を守り、安全で快適な生活環境を確保するため、鶴見川水系の整備促進に関し、「1 地域の安全を守る治水対策の推進」、「2 地域の防災力強化」及び「3 地域の憩いの場である河川環境等の向上」を要望いたします。

# 要望事項

## 1 地域の安全を守る治水対策の推進

河川の氾濫などを防止するため、各種治水対策や堤防の耐震対策のうち、特に次の事項について要望いたします。

### (1) 鶴見川本川及び支川（早淵川、鳥山川、矢上川）における河道掘削や深掘れ対策の推進

- ア 河道掘削計画うち、未完了の箇所（末吉橋下流から矢上川合流点まで）の着実な実施
- イ 上末吉地区における深掘れ対策の着実な実施
- ウ 重要水防箇所のうち重要度 A の早期解消

### (2) 堤防の耐震対策の推進

- ア 未完了の箇所（栄町通四丁目地区）の着実な実施

### (3) 流域治水プロジェクトの推進と気候変動等を考慮した治水計画の見直し

## 鶴見川流域図

重要水防箇所 A ■



## 2 地域の防災力強化

風水害や震災などの被害軽減に向けて、地域住民と行政が一体となった地域防災力の強化を図るため、特に次の事項について要望いたします。

- (1) 「水防訓練」や「鶴見川共同点検」等の継続実施による、国、地方自治体及び地域の連携強化
- (2) 国土交通省京浜河川事務所の地域向け啓発活動（鶴見川流域防災連続講座、防災キャラバンなど）の継続実施
- (3) 自助・共助の意識を高める取組（浸水ハザードマップ、横浜市避難ナビ、マイ・タイムライン、まるごとまちごとハザードマップなど）の普及支援
- (4) 鶴見川流域センターを活用した地域住民への迅速な情報発信
- (5) 鶴見川河川区域内の土地有効活用（平時、災害発生時の防災力強化につながる活用）



鶴見川共同点検



まるごとまちごとハザードマップ



防災キャラバン



水防団の活動（水防訓練）

### 3 地域の憩いの場である河川環境等の向上

鶴見川は貴重な自然環境を有し、地域住民の憩いの場となっています。河川環境及び生物多様性の保全・創出及び水辺とのふれあい・交流を育む河川の利用に関して、特に次の事項について要望いたします。

- (1) 地域住民が安心して水辺とふれあうための護岸の安全対策や、健康維持のためのウォーキングロードなどの河川環境の整備
- (2) 堤防や河川敷等の定期的な除草などによる河川環境の向上



護岸の安全対策



鶴見区市場地区の鶴見川堤防



雑草の繁茂状況

鶴見区自治連合会 関係者各位

鶴見区総務課長

「発見つるみ！～データでみる鶴見区～」の公表について（送付）

時下、ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

鶴見区では、「いつまでも住み続けたいまち・鶴見」を考えていただくための参考資料として、人口や産業をはじめ生活に関する様々なデータをもとに、鶴見区の特徴を分かりやすくまとめた「発見つるみ！～データでみる鶴見区～」を公開しています。

**鶴見区ウェブサイトに、最新データを反映した「発見つるみ！～データでみる鶴見区～」をリニューアルして掲載**しましたのでお知らせします。また、今年度から、**最新データを入手次第、順次内容を更新するため、冊子による発行を廃止し、紙面を希望する方にはウェブサイト画面を印刷して提供**しますのでご承知おきください。

参考までに、希望者に提供予定のウェブサイトを印刷した紙面を各自治会・町内会に送付いたしますので、どうぞ御活用ください。

今後も、鶴見区政の推進に御協力いただきますよう、お願い申し上げます。

- ・掲載先のURL

<https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kusei/tokei/Webhakkenntsurumi.html>

- ・ウェブサイトを印刷した紙面の送付部数  
各自治会・町内会に1部ずつ



（担当）鶴見区総務課統計選挙係 松澤  
電話：510-1660



地域課題を解決する  
新たなチャレンジを支援します！

令和6年度

鶴見区

# 新たなチャレンジ応援補助金

## 募集要項

申請受付期間

令和6年2月1日(木)から3月1日(金)まで

対象事業

区民の皆様が自主的に取り組む地域の課題解決に向けた事業について、新たな立ち上げ又は既存の事業を発展させる取組

対象団体

主に区民(在住、在勤)により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体(ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会等)

補助内容

補助対象経費の10分の9以内(上限10万円)

※この事業は、令和6年度予算の成立を前提としています。

スマホの方は  
こちらから▼



問合せ先

鶴見区役所 区政推進課 地域力推進担当

鶴見区鶴見中央3-20-1(5階3番窓口)

電話:510-1678 メール:tr-chiikiryou@city.yokohama.jp

## 1 目的

魅力あるまちづくりや住民の交流支援など、区民の皆様が自主的に取り組む地域の課題解決に向けた事業について、新たな立ち上げ又は既存の事業を発展させる取組を補助金で支援します。

新たなチャレンジ応援補助金は、いつまでも住み続けたいまちをつくる区民の皆様の新たなチャレンジを応援します。

## 2 補助対象団体

補助の対象となる団体は、次の事項を全て満たす団体です。

- (1) 主に区民（在住、在勤）により組織され、区民が自由に参加できる活動を行っている団体（ボランティアグループ、市民活動団体、自治会町内会等）であること。
- (2) 規則、会則等の定めがあり、団体として民主的な意思決定の場があること。
- (3) 継続して活動している団体、又は新たに設立され、継続して活動する見込みがある団体であること。
- (4) 公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (5) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- (6) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。

前述の要件に関わらず、次のいずれかに該当する団体は補助対象外とします。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）並びに暴力団及び暴力団員の統制の下にある団体
- (2) 代表者又は役員に暴力団の構成員等に該当する者があるもの

## 3 補助対象事業

補助金の交付の対象となるのは、鶴見区内全域又は鶴見区内の特定の地域における課題の解決を図る事業であって、事業開始から3年以内のものに該当するものとします。

※ 補助対象事業は、年度を通じて1団体あたり1件限りです。

上記の要件に関わらず、次のいずれかに該当する事業は補助対象外とします。

ア 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業

イ 政治活動又は宗教活動を目的とした事業

ウ 同一の企画内容で鶴見区又は横浜市の補助を受けている、又は受ける見込みのある事業

※ 鶴見区社会福祉協議会など本市以外の団体から補助を受ける事業については、審査に際して補助対象外事業としたり、補助金交付決定に際して交付額を減額することがあります。

エ 会員相互の親睦や交流のみを目的とする事業

オ 公序良俗に反する事業

### ■過去の補助対象事業について

[https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/kyodo\\_manabi/kyodo\\_shien/genki/chiikigennki.html](https://www.city.yokohama.lg.jp/tsurumi/kurashi/kyodo_manabi/kyodo_shien/genki/chiikigennki.html)

区ホームページに掲載しています。

※スマホの方は右の二次元コードからご確認いただけます。



## 4 補助内容

### (1) 補助期間

1つの事業につき、最長3年間

※ 補助期間は、単年度が原則です。次年度も同一事業を継続して実施する場合は、毎年度申請が必要であり、その都度審査があります。

※ 補助金は、交付決定後から翌年3月31日まで使用できるものとし、次年度に繰り越すことはできません。

### (2) 補助金額

1年目：上限100,000円（補助対象経費の10分の9以内）

2年目：上限50,000円（補助対象経費の10分の5以内）

3年目：上限30,000円（補助対象経費の10分の3以内）

※ 補助金額の算定に当たっては、1千円未満の額の端数は切捨てとします。

※ **【注意】この事業は、令和6年度予算の成立を前提としています。**

## 5 補助対象経費

補助対象経費は、補助対象事業の実施に直接かかる経費とし、次の表のとおりです。

この表にない経費については、審査委員会の審査により補助対象経費に該当するか判断します。

経費項目		主な補助対象経費
1 事務費	消耗品費	事業実施に必要な事務用品、消耗品（単価1万円未満）の購入代
	印刷費	広報物（チラシ・ポスター・資料・マップ等）の印刷、事業に関する資料のコピー代
	通信運搬費	郵便切手・はがき代、団体が所有する機器に係るインターネット経費・電話代
	交通費	公共交通機関の運賃
2 原材料費		事業実施に必要な原材料、地域食堂・子ども食堂等に係る食料・食材等の仕入れ又は購入に係る費用
3 報償費		講師、指導者及び協力者等への謝金
4 保険料		活動参加者に対するイベント保険、レクリエーション保険
5 使用料及び賃借料		会議室、機材、機材運搬に使用する車両などの使用料・賃借料
6 備品費		事業実施に必要となる備品等（単価1万円以上）の購入代
7 その他、補助対象事業の実施に直接かかる経費として区長が必要と認めたもの		家賃、光熱水費、直接人件費

### ※ 補助対象経費の注意点

- ・ 備品については、購入額が1件1万円以上で、申請時に補助金申請額の2分の1を超える場合には「備品等購入説明書（第5号様式）」を、実績報告時に補助金交付決定額の2分の1を超える場合には「備品等管理報告書（第13号様式）」の提出が必要になります。
- ・ 事業終了後、活動内容を審査しますので、領収書（レシート）の保管をお願いします。

## 6 申請方法

補助金を申請する団体は、次の書類を作成し、申請受付期間に提出してください。

- (1) **提出書類** ※様式データは、区ホームページにも掲載しています。  
①補助金交付申請書（第1号様式） ②事業計画書（第2号様式） ③収支予算書（第3号様式）  
④団体概要書（第4号様式） ⑤団体の規約、定款その他これらに類する書類及び構成員名簿  
⑥備品等購入説明書（第5号様式） ⑦その他区長が必要と認める書類

(2) **申請受付期間**

令和6年2月1日（木）から3月1日（金）まで（土日祝日は除く）（必着）

受付時間：午前9時から午後5時まで（正午から午後1時は除く）

(3) **提出方法**

鶴見区役所 区政推進課 地域力推進担当（区庁舎5階3番窓口）に直接持参・郵送・電子メール

※補助金申請にあたっては、団体の要件や事業計画等を確認させていただきますので、**書類提出の前に、まずは区役所地域力推進担当へご相談ください。**

住所：〒230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 鶴見区役所 区政推進課 地域力推進担当 行

電子メールアドレス：[tr-chiikiriyoku@city.yokohama.jp](mailto:tr-chiikiriyoku@city.yokohama.jp)

## 7 審査基準

事業内容・補助対象経費については、次の項目に基づき審査します。

項目	説明	
事業の必要性	地域課題	公益的な地域課題を捉えているか
	ニーズ	事業の成果は、地域住民のニーズに応えるものか
事業の実現性	計画性	事業を実施するための経費が適切であり、計画通りに実現が可能か
	実施能力	事業を実施するうえで必要な人材は揃っているか
事業の手法	企画力	事業を実施するうえで工夫やアイデアはあるか
事業の継続性	事業展開	事業として継続性と将来性があり、発展的な活動が期待できるか
地域との連携	地域連携	地域等との連携により、事業効果がより高まる工夫がされているか

## 8 補助金交付決定までのスケジュール等

(1) **審査委員会**

令和6年3月15日（金）午前 又は 18日（月）午前（予定・いずれかの日程で実施します）

※ 申請案件は、申請1年目となる団体のみ審査委員会で事業内容等を説明していただきますので、必ずご出席ください。申請2年目以降の団体は、書面開催とします。

(2) **交付・不交付の決定**

令和6年4月上旬（予定）。交付団体へは「補助金交付決定通知書」、不交付団体へは「補助金不交付決定通知書」により通知します。

(3) **事業実績報告**

令和6年度の活動実績について、報告書類を提出していただきます。（提出時期：令和7年4月上旬）

(4) **補助金の交付**

原則後払いとなります。実績報告書を審査し、補助金額確定通知書を送付します。補助金額確定通知書を受領した後、補助金交付請求書を提出していただき、交付します。

## 9 補助対象事業の公表

- (1) 交付対象となった事業の概要および団体名は、ホームページ等により公表します。  
(2) 提出された書類等については、個人情報を除き、原則として公開の対象となります。

令和6年2月19日

自治会・町内会 会長 各位

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会

**令和6年度 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルへの御協賛のお願い**

時下 ますます御清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、この度令和6年の三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルを5月18日（土）に開催することとなりました。

このフェスティバルは、10月の「つるみ臨海フェスティバル」とともに鶴見区民フェスティバルの一つとして、毎年多くの区民が開催を楽しみにしているものです。

令和6年度からはこれまでの6地区連合町内会（駒岡地区、上末吉地区、下末吉地区、寺尾地区、寺尾第二地区、生麦第二地区）に加え、新たに矢向地区連合が実行委員会に加わり、新体制で運営をしております。三ツ池の自然を感じながら誰もが楽しめるふれあいの場を提供し、子どもから高齢者まで、安心して暮らしていける地域の絆づくりを目指して開催したいと考えております。

つきましては、三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルの開催趣旨を御理解いただくとともに、今回もぜひ御協賛を賜りたく、お願い申し上げます。

（問合せ先）

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会  
事務局長 時崎 達彌

# 令和6年度 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバルの御協賛について

## 1 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル開催概要（予定）

- (1) 開催日時：令和6年5月18日（土）9時30分～16時00分 予定  
（小雨決行、荒天時及びその他開催できない事由が発生した場合中止とし、順延は行いません。）
- (2) 会場：県立三ツ池公園
- (3) 内容：町内会、各種団体、行政等による飲食・物販・展示の模擬店、抽選会、ステージ発表、スポーツ・昔遊び体験コーナーほか
- (4) 来場者数：のべ約46,000人（R5年度実績）
- (5) 実施体制：主催 三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル実行委員会  
共催 鶴見区役所  
県立三ツ池公園指定管理者  
協力 NPO法人 鶴見区民地域活動協会  
協賛 鶴見区自治連合会、各企業・団体ほか（予定）

## 2 協賛金の取りまとめ等について

- (1) 協賛金額 一口 5,000円

※下記連合町内会に所属されている町内会におかれましては、一口 10,000円にてご協賛いただきますようお願いいたします。

上末吉地区自治連合会・駒岡地区連合会・下末吉地区自治連合会  
寺尾地区自治連合会・寺尾第二地区連合会・生麦第二地区連合会  
矢向地区連合会

※フェスティバル中止の場合、協賛金の返金は行いません。あらかじめご了承ください。

- (2) 取りまとめ方法

### 【単位町内会会長様へのお願い】

連合会ごとに取りまとめますので、別紙の協賛申込書に記載の上、協賛金を添えて連合町内会長へご提出ください。（3月18日（月）まで）

### 【連合町内会長様へのお願い】

3月19日（火）の区連会の際に、取りまとめた協賛金をご持参願います。  
（区連会開始前に、区役所6階会議室前で協賛金の受付と、各町会宛の領収書発行を行います。）  
大変お手数をおかけしますが、何卒よろしくようお願いいたします。

- (3) 振込による支払いの場合

取りまとめ期限に間に合わない等の理由により振込を希望される場合は、以下の口座へお振込をお願いいたします。

（振込口座）※横浜信用金庫各支店からの振込の場合は、振込料は無料です。

横浜信用金庫 末吉支店 普通 549153

みついでこうえん 三ツ池公園 フェスティバル 実行委員会 じつこういんかい わたなべ たけし 渡辺 武

（振込期日） 令和6年3月31日（日）までにお振込をお願いいたします。

三ツ池公園（文化・環境）フェスティバル協賛金申込書

令和6年 月 日

■町会名		
	(ふりがな)	
	町会名	
	(ふりがな)	
	会長名	
■協賛口数・協賛金額 ※複数口も可能ですので是非ともよろしくお願ひします。		
		口
		円
■連絡先		
	所在地	〒
	電 話	
	(ふりがな) 担当者名	

◇ご希望の入金方法をお選びください。＜ 振込 ・ 持参 ＞

**【単位町内会会長様へのお願い】**

連合会ごとに取りまとめをお願いしておりますので、本紙に記載の上、協賛金を添えて連合町内会長へ御提出ください。（3月18日（月）まで）

**【連合町内会長様へのお願い】**

3月19日（火）の区連会の際に、取りまとめた協賛金を御持参願ひします。  
（区連会開始前に、区役所6階会議室前で協賛金の受付と、各町会宛の領収書発行を行います。）

**【振込を希望される場合はこちらの口座をお願いいたします】**

《振込先》

横浜信用金庫 末吉支店 普通 549153 みつつけこうえん じっこういんかい わたなべ たけし 三ツ池公園フェスティバル実行委員会 渡辺 武
-------------------------------------------------------------------------------

# 春の火災予防運動

令和6年3月1日(金)～3月7日(木)

たばこの消火は確実に！



令和5年度横浜市消防操法技術訓練会にて  
鶴見区代表

屋内消火栓I	最優秀	AGC(株)
屋内消火栓II	優良	AGC(株)
小型ポンプ操法	優秀	JFEエンジニアリング(株)

令和4年、令和5年ともにたばこ火災が増加しています🌸  
たばこを吸う際は、水を入れた灰皿を使用しましょう。  
たばこのポイ捨ては、絶対にやめましょう!!

鶴見消防署総務・予防課 TEL/FAX 045-503-0119



鶴見火災予防協会・鶴見消防署



# 鶴見消防署 インフォメーション



## 住宅用火災警報器の点検をしましょう

住宅用火災警報器の寿命は約10年です。設置から10年を経過したものは交換しましょう。点検は、本体の点検ボタンまたは点検紐により作動の確認をしましょう。

### ◆ 鶴見区内の災害・救急概況

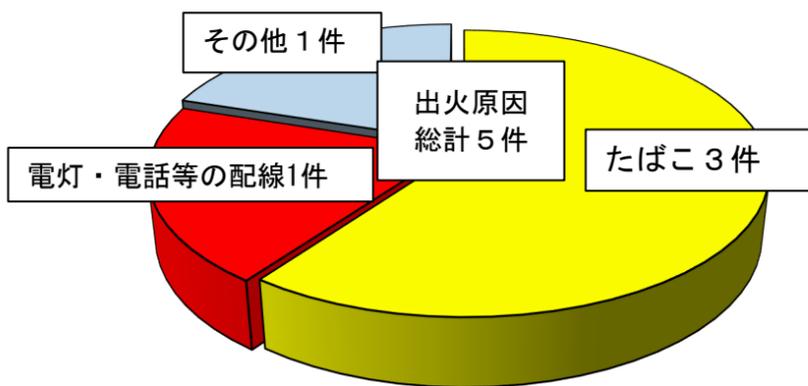
年別		R6年	R5年	増△減
区分				
火災件数		5	5	0
火災種別	建物	3	3	0
	林野			
	車両		1	△1
	船舶			
	その他	2	1	1
損害程度	焼損面積 (㎡)	40		40
	死者			
	負傷者		2	△2
主な火災原因	たばこ	3	3	
	電灯・電話等の配線	1		1
	その他	1	5	△4
救急件数		1,672	1,685	△13
救急種別	急病	1,254	1,234	20
	交通事故	63	64	△1
	一般負傷	254	270	△16
	その他	101	117	△16

### ◆ 横浜市内の災害・救急概況

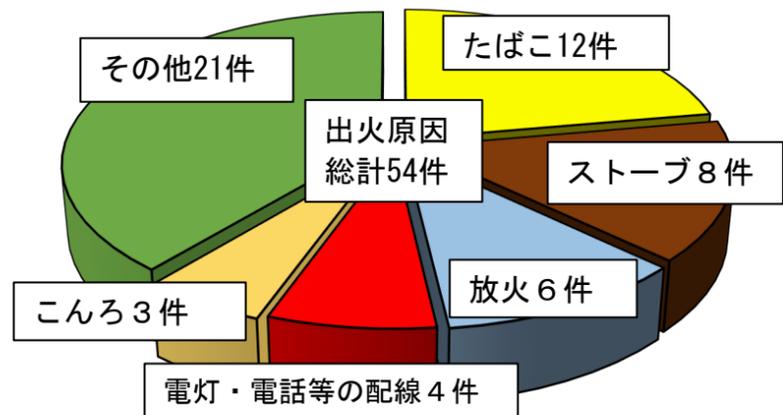
年別		R6年	R5年	増△減
区分				
火災件数		54	64	△10
火災種別	建物	35	44	△9
	林野			
	車両	4	6	△2
	船舶			
	その他	15	14	1
損害程度	焼損面積 (㎡)	819	947	△128
	死者	5	2	3
	負傷者	9	13	△4
主な火災原因	たばこ	12	10	2
	ストーブ	8	4	4
	放火(疑い含む)	6	12	△6
	電灯・電話等の配線	4	1	3
	こんろ	3	7	△4
	その他	21	30	△9
救急件数		23,192	22,108	1,084
救急種別	急病	16,931	16,075	856
	交通事故	675	634	41
	一般負傷	4,015	3,915	100
	その他	1,571	1,484	87

(令和6年1月1日～1月31日 去年同期比較)

区内

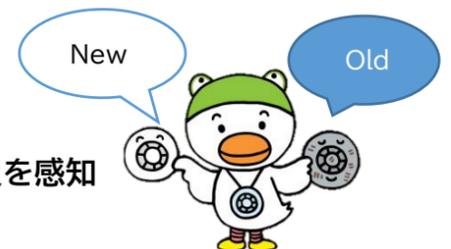


市内



## 住宅用火災警報器は、10年を目安に交換をおすすめします！

住宅用火災警報器のバッテリーの寿命は約10年ですが、電子部品の劣化から正確に火災を感知できなくなる場合を考慮して、機器ごとの交換をお願いします。



# 鶴見警察署管内刑法犯認知状況表

令和6年1月  
鶴見警察署 生活安全課  
1月末暫定値

## 1 罪種別認知状況（年中累計 前年同期比）

年別	凶悪犯				粗暴犯				窃盗犯			知能犯		風俗犯		その他	合計
	殺人	強盗	放火	不同意性交等	暴行	傷害	脅迫	恐喝	侵入盗	乗り物盗	非侵入盗	詐欺	その他	わいせつ	その他		
令和6年1月末	0	0	0	0	5	4	0	0	3	59	43	10	0	1	1	9	135
令和5年1月末	0	2	0	0	1	4	0	0	1	44	28	7	0	1	0	4	92
前年比	0	-2	0	0	+4	0	0	0	+2	+15	+15	+3	0	0	+1	+5	+43



## 2 窃盗犯手口別認知状況及び特殊詐欺（年中累計 前年同期比）

年別	侵入盗						乗り物盗				非侵入盗						合計	特殊詐欺 (旧振り込め詐欺)	
	空き巣	忍込み	出店荒し	事務所荒し	その他	小計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	小計	車上ねらい	ひったくり	自動販売機ねらい	万引き	部品ねらい	その他			小計
令和6年1月末	1	0	1	0	1	3	2	4	53	59	2	1	1	19	1	19	43	105	5
令和5年1月末	0	0	0	0	1	1	1	7	36	44	1	0	0	14	3	10	28	73	7
前年比	+1	0	+1	0	0	+2	+1	-3	+17	+15	+1	+1	+1	+5	-2	+9	+15	+32	-2

特殊詐欺被害総額 約550万円

(※被害額は100,000円単位四捨五入)

### キャッシュカード詐欺盗被害… 0人

警察官や銀行協会職員、デパート店員を装って被害者に電話をかけ、「キャッシュカードが不正に利用されている。」等の名目により、キャッシュカード等を準備させたうえで、隙を見る等し、新しく用意したカードと説明された偽物のカードが入った封筒を渡され、古いカードを回収する旨を理由として、キャッシュカードを犯人に手渡し、キャッシュカード等を窃取する手口です。

### オレオレ詐欺被害… 0人

息子や孫の親族等を装い、横領、痴漢等の示談金又は仕事上のミスによる損失の補填、バッグの紛失、借金の返済等を名目として、犯人が自宅へ訪ねて来たり、駅等に呼び出し、金銭等をだまし取る詐欺です。

### 預貯金詐欺被害… 4人 約 460万円

警察官や区役所職員、銀行協会職員等を装い、あなたの口座が犯罪に利用され、キャッシュカードの交換手続きが必要である等の名目で、暗証番号を聞き出し、キャッシュカードやクレジットカードをだまし取る詐欺です。

### 還付金詐欺被害… 1人 約 90万円

役所等を装って、保険金や医療費の過払い分の返還を名目に、言葉巧みに被害者をATMに誘導して操作させ、被害者の口座から犯人の口座へお金を振込ませる詐欺です。

### 架空請求詐欺… 0人

インターネット事業者などを名乗る犯人から、インターネットの未納料金が発生しているなどの名目で携帯電話にメールが送られてきたり、法務省や裁判所からはがき、封書が送られてきて、未払いの料金があるなど架空の事実を口実に、金銭等をだまし取る詐欺です。

鶴見警察署公式X (旧Twitter)  
@4339\_police



鶴見警察署  
ホームページQRコード



	合 計	侵入盗					非侵入盗							乗り物盗				
		空き巣	忍込み	出店荒し	その他	合計	部品ねらい	工事場ねらい	車上ねらい	置引き	万引き	ひったくり	その他	合計	自動車盗	オートバイ盗	自転車盗	合計
合 計	105	1		1	1	3	1		2		19	1	20	43	2	4	53	59
朝日町	1																1	1
安善町																		
市場上町	2																2	2
市場下町	1																1	1
市場西中町																		
市場東中町																		
市場富士見町																		
市場大和町																		
潮田町	2											1	1		1			1
江ヶ崎町	3											1	1				2	2
小野町																		
梶山	1																1	1
上末吉	2																2	2
上の宮																		
寛政町																		
岸谷	1			1		1												
北寺尾	1										1		1					
駒岡	4									2		1	3				1	1
栄町通	1																1	1
汐入町																		
獅子ヶ谷	5							1		3			4	1				1
下野谷町	3														1		2	3
尻手	6	1				1				2			2				3	3
下末吉	1																1	1
末広町																		
菅沢町																		
諏訪坂	1																1	1
大黒町																		
大黒ふ頭	1																1	1
大東町																		
佃野町																		
鶴見																		
鶴見中央	25									8		8	16		1	8		9
寺谷																		
豊岡町	17									2		4	6				11	11
仲通	2											1	1				1	1
生麦	3				1	1						1	1				1	1
浜町																		
馬場																		
東寺尾	3											1	1	1		1		2
東寺尾北台																		
東寺尾中台																		
東寺尾東台																		
平安町	2																2	2
弁天町																		
本町通	3						1			1			2				1	1
三ツ池公園	2																2	2
向井町																		
元宮	4							1				2	3				1	1
矢向	8									1			1		1	6		7

# 交通事故発生状況

令和6年2月  
鶴見警察署 交通課

1月末概数

## ①管内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
6年	39	0	7	35	42
5年	55	0	2	58	60
増減数	-16	±0	+5	-23	-18

## ②県内発生状況 (年中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	負傷者数
6年	1689	7	1947
5年	1632	11	1921
増減数	+57	-4	+26

## ③管内発生状況 (1月中累計 前年同期比)

	発生件数	死亡者数	重傷者数	軽傷者数	負傷者数
6年	39	0	7	35	42
5年	55	0	2	58	60
増減数	-16	±0	+5	-23	-18

### 「安全運転管理者制度」

例えば普通自動車ならば、5台以上の車両を所有している事業所は、安全運転管理者をおき、運転者の状況の確認等を行わなければなりません。あなたの事業所は、安全運転管理者をおいていますか？詳しくは鶴見警察署までお問合せ下さい。

以下 管内年中累計件数 (単位:件数)

## ④路線別

	一般国道			県道・地方道				市道	その他
	国道1号	国道15号	国道357号	川崎町田	産業道路	環状2号	その他		
6年	3	6	0	4	0	4	2	19	1
5年	3	4	0	2	1	2	4	38	1

## ⑤曜日別

	日	月	火	水	木	金	土
6年	3	10	3	1	8	6	8
5年	2	7	12	9	12	8	5



自転車事故多発中！  
ヘルメットを着用しましょう。

## ⑥時間別

	0時～	2時～	4時～	6時～	8時～	10時～	12時～	14時～	16時～	18時～	20時～	22時～
6年	0	0	1	5	3	4	2	5	9	6	4	0
5年	2	2	1	7	7	6	5	5	8	7	5	0

## ⑦町名別 (区内多発順)

	駒岡	矢向	大黒町	生麦
6年	4	4	3	3
5年	4	3	1	1

※当月累計の多発順を元に掲載していません。常に発生が多い地区ではありません。



鶴見警察署  
マスコット  
キャラクター  
かける&まい

## ⑧事故類型別

	車両同士						人对車両		列車
	車両単独	正面衝突	追突	出会い頭	右左折時	その他	横断中	その他	
6年	3	0	9	4	6	10	6	1	0
5年	5	2	7	11	8	5	13	4	0

## ⑨関係者別 (二輪、自転車は子供、高齢者を含む)

	子供	高齢者	二輪	自転車
6年	1	14	11	9
5年	4	11	16	15

自転車事故で亡くなっている方の約6割は、頭部に主な損傷を負っていることから、ヘルメットを着用することは大変重要です。  
自転車乗車時はヘルメットをかぶりましょう！

■自治会町内会を対象とした主な補助事業等（予定） ※依頼時期や補助金額等は令和5年度の内容をもとに記載しているため、今後変更になる場合があります。

No.	依頼時期	種類	事業名称	補助概要	補助上限・補助率	所管（問合せ先）
1	4月	会館	会館整備補助金	会館新築、建替え、増築、耐震補強、修繕等に係る費用を補助します。	工事の種類により異なります。	鶴見区地域振興課（510-1687）
2	4月	地域活動	鶴見クリーンキャンペーン	地域清掃のためのごみ袋や軍手を配布します。	配付物品：ごみ袋（45ℓ・20ℓ）、軍手	鶴見区地域振興課（510-1689）
3	4月	防災	初期消火器具等整備補助	初期消火器具等を設置、更新する際の費用を補助します。	補助上限： 20万円（新規設置及び全部更新の場合） 7万円（一部更新の場合） 補助率：対象経費の3分の2	鶴見消防署総務・予防課（503-0119）
4	5月	防災	感震ブレーカー設置補助	感震ブレーカーの購入費用や取付けを支援します。	補助上限：1個あたり2000円 補助率：2分の1	総務局地域防災課（671-2011）
5	5月	防災	家具転倒防止対策助成事業	転倒防止器具の取付けを無料代行します。		総務局地域防災課（671-2011）
6	6月	地域活動	地域福祉保健計画等に基づく「市民主体の身近な施設整備」の支援制度	地域福祉保健計画（地区別計画）等に基づく施設整備費用を支援します。	補助上限：100万円 補助率：10分の9	都市整備局地域まちづくり課（671-2696）
7	9月	地域活動	I C T活用補助事業	I C T機器の導入や活用に係る経費を補助します。 ※令和6年度の内容は検討中		鶴見区地域振興課（510-1687）
8	9月	防犯	防犯パトロール物品の配布	防犯パトロール活動のための物品を配布します。	配付物品：タスキ、帽子、ベスト、のぼり旗・ポール、LED信号灯	鶴見区地域振興課（510-1688）
9	2月	地域活動	鶴見区新たなチャレンジ応援補助金	地域の課題解決に向けた事業で新規又は既存事業を発展させる取組に対して補助します。	補助上限：10万円 補助率：対象経費の10分の9	鶴見区区政推進課（510-1678）
10	2月	会館	自治会町内会館脱炭素化推進補助金	自治会町内会館への省エネ設備の導入費用を補助します。 ※令和7年度以降の実施は未定	補助上限：種類により異なる 補助率：対象経費の3分の2	鶴見区地域振興課（510-1687）
11	3月	地域活動	地域活動推進費補助金	自治会町内会の公益的活動に対して補助します。	補助上限：700円×加入世帯数 補助率：対象経費の3分の1	鶴見区地域振興課（510-1687）
12	3月	防犯	地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会が所有する地域防犯灯の維持管理費を補助します。	補助金額：1灯あたり年間 2,200円	鶴見区地域振興課（510-1687）
13	3月	防災	町の防災組織活動費補助金	自主防災組織活動に対し、補助金を交付します。	補助金額：160円×申請世帯数	鶴見区総務課（510-1656）
14	3月	防犯	地域防犯カメラ設置補助	自治会町内会が設置する防犯カメラの費用を補助します。（市民局）	補助金額：1台あたり210,000円 補助率：対象経費の10分の9	鶴見区地域振興課（510-1687）
15	3月	防犯	L E D防犯灯整備事業	L E D防犯灯を新設設置します。（市民局）		鶴見区地域振興課（510-1687）
16	3月	地域活動	まちかど花壇	花壇を整備し不法投棄を防止するため、花の種や苗等を差し上げます。	配付物品：花苗、花の種、黒土、肥料	鶴見区地域振興課（510-1689）
17	検討中	防災	共助のための防災活動補助金	地域防災力向上につながる共助のための自主的活動の経費を補助します。 ※令和6年度の内容は検討中		鶴見区総務課（510-1656）